

芦北町監査公告第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査（出先等）の結果を、次のとおり公告する。

平成27年5月28日

芦北町監査委員 山下 生 吾

芦北町監査委員 古 村 逸 男

1 監査の対象

芦北福祉センター、湯浦出張所、芦北町営湯浦温泉観光センター（ヘルシーパーク芦北）、湯浦温泉センター、計石温泉センター、芦北海浜総合公園、佐敷川緑地公園、芦北農村公園、湯浦河川敷公園、御立岬公園、芦北町物産館（肥後うらら）、芦北地区農業集落排水施設、米田地区農業集落排水施設、内野地区農業集落排水施設、大野地区構造改善センター、吉尾地区山村広場、芦北幼稚園、学校給食センター、社会教育センター、佐敷城跡、岩崎グラウンド、芦北町地域活性化センター、上田浦地区社会教育センター、小田浦地区生涯学習センター、芦北児童館、湯浦児童館、芦北町民総合センター（しろやまスカイドーム）、芦北町地域資源活用総合交流促進施設、芦北町地域間交流スポーツグラウンド、芦北町営温泉プール、星野富弘美術館、吉尾温泉診療所、吉尾出張所、大野出張所、芦北町保健センター、芦北町東部保健福祉センター、芦北町清掃センター

2 監査期間

平成27年5月13日（水）～5月26日（火）

3 結果及び意見

今回の定期監査は、各出先機関及び町有施設において実施したところ、予算の執行、各種申請関係、郵便切手の受払い、公金の管理、施設の安全管理及び決裁の事務処理等は、概ね適正に行われている。

また、各業務の滞納に伴う徴収については、常に状況を把握した上で対応されており、今後も主管課と各施設の連携を密にし、滞納額減少に向け、より一層努めること。

(以上)

芦北町監査公告第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査（小・中学校）の結果を、次のとおり公告する。

平成27年11月18日

芦北町監査委員 山下 生 吾

芦北町監査委員 古村 逸 男

1 監査の対象

(小学校)

田浦小学校、佐敷小学校、大野小学校、吉尾小学校、湯浦小学校、内野小学校

(中学校)

田浦中学校、佐敷中学校、湯浦中学校

2 監査期日

平成27年11月4日（水）～11月17日（火）

3 結果

各学校において、補助金関係書類、就学援助申請等の事務処理、郵便切手の受け払い、図書及び備品の確認等を行ったところ概ね適正であり、特に指摘するような事項はなかった。

芦北町監査公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査（本庁・基幹支所）の結果を、次のとおり公告する。

平成28年2月16日

芦北町監査委員 山下 生 吾

芦北町監査委員 古村 逸 男

1 監査実施期間及び対象課等

平成28年1月28日（木）	住民生活課
平成28年1月29日（金）	福祉課
平成28年2月 1日（月）	商工観光課
平成28年2月 2日（火）	税務課
平成28年2月 4日（木）	教育課
平成28年2月 5日（金）	生涯学習課・田浦基幹支所
平成28年2月 8日（月）	建設課
平成28年2月 9日（火）	総務課
平成28年2月12日（金）	企画財政課・議会事務局
平成28年2月15日（月）	農林水産課・農業委員会事務局
平成28年2月16日（火）	上下水道課

2 監査の範囲及び方法

平成27年4月1日から12月31日までの財務（一般会計・特別会計）に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているか。また、経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを目的として、提出された資料に基づき関係職員の説明を聴取して実施した。

3 監査の結果及び意見

平成27年度定期監査は、町税など各徴収業務における滞納整理事務を重点的に行い、その対応状況等の説明を受けた後に、関係書類を確認したところ、それぞれの滞納状況及び理由を明確に把握し、かつ記録を残しており、徴収努力が認められた。

また、平成27年9月に芦北町町税等収納対策強化連絡会議を設置し、税務課・総務課・企画財政課・住民生活課・福祉課・農林水産課・建設課・上下水道課・福祉課の9課で滞納整理における連携及び調整等が行われており、その効果が現れているので、今後も徴収に関する事務手続きを十分に理解したうえで業務の遂行に努められたい。

なお、その他の事務及び事業の執行は概ね計画的に進められており、関係書類の管理状況等も良好である。

芦北町監査公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査【水道事業（公営企業会計）】の結果を、次のとおり公告する。

平成28年2月16日

芦北町監査委員 山下 生吾

芦北町監査委員 古村 逸男

1. 監査の実施日及び対象課

平成28年2月16日（火） 上下水道課

2. 監査の範囲及び方法

平成27年4月1日から12月31日までの財務【水道事業（公営企業会計）】に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているか。また、経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを目的として、提出された資料に基づいて関係職員の説明を聴取して実施した。

3. 監査の結果及び意見

平成27年度定期監査時点では、事務及び事業の執行は概ね計画的に進められており、計数についても関係帳簿等点検の結果、適正であると認める。